

公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団職員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団職員就業規程（以下「就業規程」という。）第35条の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 職員の給与は、給料及び諸手当とする。

- 2 給料は、給料月額とする。
- 3 諸手当は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 管理職手当
 - (2) 扶養手当
 - (3) 住居手当
 - (4) 通勤手当
 - (5) 時間外勤務手当、休日勤務手当及び深夜勤務手当
 - (6) 管理職員特別勤務手当
 - (7) 期末手当及び勤勉手当

(給料表)

第3条 給料表は、別表第1のとおりとする。

- 2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、給料表に定める職務の級に分類するものとし、その基準は別表第2のとおりとする。
- 3 理事長は全ての職員の職を第1項に規定する給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付し、同項の給料表により、職員に給料を支給しなければならない。

(初任給、昇格及び昇給等の基準)

- 第4条 新たに職員となった者の号給は、別表第3に定める初任給基準表を基準として、その者の学歴、免許、資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して決定する。
- 2 職員を昇格させる場合は、その職務に応じ、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。
 - 3 職員を降格させる場合は、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定する。
 - 4 職員を給料表の適用を異にして他の職務に異動させる場合の号給は、その異動後の職務に応じ、決定する。
 - 5 職員の昇給は、毎年4月1日に、同日前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
 - 6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給と

することを標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

- 7 55歳に達した日以降直近の3月31日を超えて在職する職員の昇給は、第5項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。
- 8 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 9 職員の昇給は、予算の範囲内で行われなければならない。
- 10 公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団職員就業規程(以下「職員就業規定」という。)第45条に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後に適用される給料表の給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)に、職員就業規定第17条第4項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を職員就業規定第17条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(給与の支給)

第5条 給料の計算期間は、月の初日から末日までとする。

- 2 給料及び第2条第3項第1号から4号及び第6号に定める手当は、その月の月額の全額を毎月21日に、同項第5号に定める手当はその月の分を翌月の21日に支給する。ただし、21日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下、この項及び次項において「休日」という。)、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日に支給する。
- 3 第2条第3項第7号に定める手当は、6月30日及び12月10日(以下、この項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日に支給する。

第6条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から土曜日、日曜日又は割り振られた勤務時間の振替によって勤務を

要しなくなった日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

- 5 給与は直接現金で支払うものとする。ただし、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(管理職手当)

第7条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうちその職務の特殊性に基づき理事長が別に指定する職にある者に対し支給する。

- 2 管理職手当の支給を受ける職員が月の初日から末日まで勤務しなかった場合、管理職手当は支給しない。

(扶養手当)

第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。

- (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 満60歳以上の父母及び祖母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

- 3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円、第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を前項の規定による額に加算した額とする。

- 5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を扶養親族届(第1号様式)により届出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が

職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

7 第2項に掲げる者のうち、次に掲げる者は扶養親族としない。

- (1) 他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者
- (2) その者の勤労所得、資産所得、年金所得等の合計額が、年額130万円以上であると見込まれる者

(認定)

第9条 扶養手当の認定において、認定権者は、当該要件を具備していることを証明する書類の提出を求めて審査し、認定及び支給額を決定するものとする。

2 認定権者は、前項の認定及び支給額の決定を行ったときは、その認定及び決定に係る事項を扶養手当認定簿（第2号様式）に記載するものとする。

(準用規定)

第10条 第9条第6項の規定は、第12条住居手当及び第14条通勤手当について準用する。

(住居手当)

第11条 自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、その家賃（使用料を含む。）を支払っている職員又はその所有にかかる住居に居住している職員で世帯主であるものに、別表第4より住居手当を支給する。

2 新たに職員となった者で前項の要件を具備している者及び新たに前項の要件を具備するに至った職員は、住居届（第3号様式）に当該要件を具備していることを証明する書類を添付して届け出なければならない。住居届の内容に変更があった場合も同様とする。

3 家賃には、次に掲げるものは含まない。

- (1) 共益費
- (2) 電気・ガス・水道等の料金
- (3) 権利金・敷金・礼金・保証金その他これらに類するもの
- (4) 店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料

(5) 2台目の駐車場料金

駐車場を併せて借り受けた場合の当該駐車場の賃借料は1台分に限り家賃に含まれる。なお、1台分は無料という場合に2台目の駐車場を有料で借りる場合は、すでに1台分の駐車場は確保されているので、2台目の駐車場料金を家賃に含めることはできない。

4 家賃の額が明確でない場合における家賃の額に相当する額は、次に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 居住に関する支払額に食費等が含まれている場合

その支払額の100分の40に相当する額

(2) 居住に関する支払額に電気・ガス又は水道の料金が含まれている場合

その支払額の100分の90に相当する額

(3) 共益費が家賃に含まれている場合は、貸主に当該共益費分を確認し、家賃額から控除した額を手当の算定基礎とする。なお、共益費分が、家賃額から分割不可能である場合は、当該家賃額の100分の90に相当する額をもって手当の算定基礎とする。

(4) 家賃が年間契約の場合は、年額を12で除して得た額を家賃の月額とする。

(認定)

第12条 住居手当の認定において、認定権者は、当該要件を具備していることを証明する書類の提出を求めて審査し、認定及び支給額を決定するものとする。

2 認定権者は、前項の認定及び支給額の決定を行ったときは、その認定及び決定に係る事項を住居手当認定簿（第4号様式）に記載するものとする。

(通勤手当)

第13条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため、交通機関等を利用してその運賃を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

(2) 通勤のため、自動車その他の交通の用具を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、別表第5の区分に応じ支給する。

3 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月に支給する。

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が別に定める事由が生じた場合は、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。

- 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1か月を単位として定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては1箇月）をいう。
- 6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
- 7 新たに職員となった者で第1項の要件を具備する者及び新たに第1項の要件を具備するに至った職員は、通勤届（第5号様式）によりその通勤の実情をすみやかに届け出なければならない。通勤届の内容に変更を生じた場合も同様とする。
- 8 職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しなかった場合は、通勤手当は支給しない。

（認定）

- 第14条 通勤手当の認定において、認定権者は、当該要件を具備していることを証明する書類の提出を求めて審査し、認定及び支給額を決定するものとする。
- 2 認定権者は、前項の認定及び支給額の決定を行ったときは、その認定及び決定に係る事項を通勤手当認定簿（第6号様式）に記載するものとする。

（時間外勤務手当）

- 第15条 所定の勤務時間をこえて勤務することを命ぜられた職員には、所定の勤務時間をこえて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する1時間当たりの給料額の100分の125を時間外勤務手当として支給する。
- 2 所定の勤務時間をこえて勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間をこえた勤務の時間の合計時間が、1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間をこえて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第18条に規定する1時間当たりの給料額の100分の150を時間外勤務手当として支給する。
 - 3 育児休暇等に関する規程に定める育児休暇育児短時期勤務制度及び介護休暇等に関する規程に定める介護短時期勤務制度の適用を受けた短時間勤務の職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、第1項中「所定の勤務時間をこえて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条に規定する1時間当たりの給料額の100分の125」とあるのは「100分の100」とする。
 - 4 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、第1項中「所定の勤務時間をこえて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条に規定する1時間当たりの給料額の100分の125」とあるのは

「100分の100」とする。

(休日勤務手当)

第16条 休日に勤務を命ぜられた職員には、所定の勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務1時間につき第18条に規定する勤務1時間当たりの給料額の100分の135を休日勤務手当として支給する。ただし、他の日に休日を振替えた場合を除くものとする。

(夜間勤務手当)

第17条 所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員は、その間に勤務した全時間に対して、勤務時間1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給料額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

- 2 第15条、第16条及び第17条に係る勤務の命令は、出退勤管理システムにより行う。ただし、出退勤管理システムが使用できない場合は、時間外勤務等命令簿(第7号様式)により行うものとする。

(勤務1時間当たりの給料額の算出)

第18条 勤務1時間当たりの給料額は、給料月額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(管理職員特別勤務手当)

第19条 第7条第1項の規定に該当する職にある職員が、職務上、臨時又は緊急の必要により週休日又は休日に勤務した場合は、当該職員には管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項の手当の額は勤務1回につき8,000円とする。ただし、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の額は、12,000円とする。

(手当の支給)

第20条 手当は、支給事由の生じた月の分を翌月の給与の支給日に支給する。ただし、管理職手当、扶養手当、住居手当、及び通勤手当については、支給事由の生じた月の給与の支給日に支給することができる。

(期末手当及び勤勉手当)

第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)に在職する職員で、次の各号に該当する者以外の職員に対し、基準日に属する月の末日までに、基準日現在において職員が受けるべき期末手当基礎額(給料、及び扶養手当の合計額をいう。以下同じ。)に、別表第6の期末手当支給割合を乗じて得た額に、

在職期間の区分に応じて定める別表第7の支給率を乗じて得た額を支給する。

- (1) 無給休職中の者
 - (2) 就業規程第47条第3号の停職中の者
- 2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する職員で、次の各号に該当するもの以外の者に対し、基準日に属する月の末日までに、基準日現在において職員が受けるべき勤勉手当基礎額（給料の月額をいう。）に、別表第8の勤勉手当支給割合を乗じて得た額に、勤務期間の区分に応じて定める別表第9の期間率を乗じて得た額を支給する。この場合において、勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に当該職員が基準日現在において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に1.025を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- (1) 無給休職中の者
 - (2) 就業規程第47条第3号の停職中の者
- 3 第1項および第2項について、別表第6、別表第7に定める当該年度の支給割合は、理事長が定めるものとする。
- 4 別表第10に定める職にある職員の期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額については、前項の規定にかかわらず、当該額に給料月額に同表に定める割合を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額とする。
- 5 基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第1項及び第2項各号に掲げる者を除く。）についても期末手当及び勤勉手当を支給する。
- 6 第1項の在職期間は、職員として在職した期間とし、次の各号の期間は除算する。
- (1) 就業規程第9条により休職となっていた期間は2分の1の期間
 - (2) 就業規程第47条第3号による停職期間
 - (3) 育児休暇等に関する規程に定める育児休暇（当該育児休暇の承認に係る期間が1箇月以下である職員を除く。）及び介護休暇等に関する規程に定める介護休暇をした期間は2分の1の期間
- 7 第2項の勤務期間は、職員として在職した期間とし、次の各号の期間は除算する。
- (1) 就業規程第9条により休職となっていた期間
 - (2) 就業規程第47条第3号による停職期間
 - (3) 無給欠勤期間（7時間45分をもって1日に換算）
 - (4) 病気休暇から、就業規程第18条に規定する休日を除いた日が30日を超える場合は、勤務をしなかった全期間
 - (5) 育児休暇等に関する規程に定める育児休暇及び介護休暇等に関する規程に定める介護休暇の期間
 - (6) 育児休暇等に関する規程に定める育児休暇育児短時期勤務制度及び介護休暇等に関する規程に定める介護短時期勤務制度の適用を受けて、1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が90日を超える場合は、その勤務しなかった期間

(勤務しなかった時間数を7時間45分をもって1日に換算した日数)

(7) 定年前再任用短時間勤務職員が、1日の勤務時間の一部について勤務しなかった期間(勤務しなかった時間数を7時間45分をもって1日に換算した日数)

(不就業時間の給与)

第22条 就業規程第9条、第13条、第23条、第32条及び第43条の規定により就業しなかった場合の給与については次の各号による。

- (1) 就業規程第9条に規定する休職の期間は、発令の日から3箇月までの間は給料月額100分の80を支給し、3箇月を超えて9箇月までの間は給料月額100分の60を支給する。
- (2) 就業規程第23条第1項による休暇期間の給与は、同規程第44条の規定により支給する。ただし、災害認定日と災害補償に相当する給付が行われるまでの間は、給料月額を日割りで計算し支給する。
- (3) 職員が勤務しないときは、職員就業規程により有給休暇が与えられた場合を除き、第18条に規定する勤務1時間当たりの給料額に、その勤務しない時間に乗じて得た額を減額して支給する。なお、その時間数に1時間未満の端数を生じた場合には、その端数が30分以上のときは、1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。
- (4) 就業規程第43条の規定により就業を禁止した期間の給与については、その都度決定する。

附 則

(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

- 1 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第22条第1項の規定の適用については、同条別表第3中

6月	1.4	0.75	2.15	6月30日
----	-----	------	------	-------

を

6月	1.25	0.7	1.95	6月30日
----	------	-----	------	-------

とする。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の別表第1の(1)の職員給料表及び改正後の別表第3の期末勤勉手当支給割合等により算定される額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。

- (1) 平成21年4月1日において、職員給料表において適用される職務の級及び号級が次の表の職務の級欄及び号級欄に掲げる職員以外の職員(以下、「減額改定対象職員」という。)が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、住居手当の月額

合計額に0.22/100を乗じて得た額に、平成21年4月から同年11月までの月数を乗じて得た額

職務の級	号 級
1	1号級から13号級まで
2	1号級から5号級まで
3	1号級

(2) 平成21年6月1日において減額対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に0.22/100を乗じて得た額

3 別表第3の改正(平成21年12月1日施行)のうち、6月支給の期末勤勉手当の支給割合の改正については、平成22年4月1日から適用する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

4 平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後の別表第1の(1)の職員給料表及び改正後の別表第3の期末勤勉手当支給割合等により算定される額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。

(1) 平成22年4月1日において、職員給料表において適用される職務の級及び号級が次の表の職務の級欄及び号級欄に掲げる職員以外の職員(以下「平成22年減額改定対象職員」という。)が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、住居手当の月額合計額に0.2/100を乗じて得た額に、平成22年4月から同年11月までの月数を乗じて得た額

職務の級	号 級
1	1号級から13号級まで
2	1号級から15号級まで
3	1号級から11号級まで
4	1号級から7号級まで
5	1号級から5号級まで

(2) 平成22年6月1日において平成22年減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に0.2/100を乗じて得た額

5 別表第3の改正(平成22年12月1日施行)のうち、6月支給の期末勤勉手当の支給割合の改正については、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正後の規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正後の規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正後の規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この改正後の規程の施行日におけるその者が属する職務の級は、改正後の規程の施行日の前日においてその者が属していた職務の級とする。
- 3 この改正後の規程の施行日の前日において改正前の職料表の適用を受けていた職員の施行日における改正後の給料表の適用を受ける場合の号給は、施行日の前日においてその者が受けていた号給の給料月額に対応する号給とする。

附 則

- 1 この改正後の規程は、平成26年4月1日から適用する。ただし、別表第6の改正後の規定は平成27年1月1日から施行する。
- 2 平成26年12月に支給される勤勉手当の改正後の第21条第2項の規定の適用については、同項中「0.75」とあるのは「0.825」とする。
- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則

- 1 この改正後の規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 切替日（平成27年4月1日）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成32年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

附 則（平成28年2月5日施行）

- 1 この改正後の規程は、平成27年4月1日から適用する。ただし、別表第6の改正後の規定は平成28年1月1日から適用する。
- 2 平成27年12月に支給される勤勉手当の改正後の第21条第2項の規定の適用については、同項中「0.8」とあるのは「0.85」とする。

- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成 29 年 2 月 1 日施行）

- 1 この改正後の規程は、平成28年4月1日から適用する。ただし、第8条の改正後の規定は、平成29年4月1日から適用する。
- 2 平成28年12月に支給される勤勉手当の改正後の第21条第2項の規定の適用については、同項中「0.85」とあるのは「0.9」とする。
- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。
- 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第8条第3項、第5項並びに第6項の規定の適用については、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円、第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については12,500円、第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき7,000円（職員に配偶者が不在の場合にあつてはそのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号のいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第5項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときはその旨を含む。）」と、同項中「（2）扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは「（2）扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族を欠くに至った場合を除く。）（3）扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）（4）扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場を除く。）」とする。
- 5 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第8条第3項、第5項並びに第6項の規定の適用については、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円、第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については9,500円、第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人に8,500円（職員に配偶者が不在の場合にあつてはそのうち

1人については10,000円)、同項第3号から第6号のいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については8,000円)」と、同条第5項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときはその旨を含む。)」と、同項中「(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)」とあるのは「(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族を欠くに至った場合を除く。)(3)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)(4)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)」とする。

- 6 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第8条第3項、第5項並びに第6項の規定の適用については、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という)については1人につき6,500円、第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という)については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という)について7,500円、第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という)については1人に9,500円(職員に配偶者がいない場合にあつてはそのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号のいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については7,000円)」と、同条第5項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときはその旨を含む。)」と、同項中「(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)」とあるのは「(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族を欠くに至った場合を除く。)(3)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)(4)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)」とする。

- 1 この改正後の規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月20日改正）

- 1 この改正後の規程は、平成29年4月1日から適用する。ただし、別表第6の改正後の規定は、平成31年2月1日から適用する。
- 2 平成29年12月に支給される勤勉手当の改正後の第21条第2項の規定の適用については、同項中「0.90」とあるのは「0.95」とする。
- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。
- 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第8条第3項、第5項並びに第6項の規定の適用については、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円、第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については12,500円、第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき7,500円（職員に配偶者が不在の場合にあつてはそのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号のいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第5項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときはその旨を含む。）」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族を欠くに至った場合を除く。）（3）扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）（4）扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場を除く。）」とする。

附 則（平成31年1月20日改正）

- 1 この改正後の規程は、平成30年4月1日から適用する。ただし、別表第7の改正後の規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第8条第3項、第5項並びに第6項の規定の適用については、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円、第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については9,500円、第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき9,000円（職員に配偶者が不在の場合にあつてはそのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号のいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあつては、そのうち1人については8,000円）」と、同条第5項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときはその旨を含む。）」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族を欠くに至った場合を除く。）（3）扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）（4）扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場を除く。）」とする。

附 則（平成31年4月1日改正）

- 1 この改正後の規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年1月27日改正）

- 1 この改正後の規程は、平成31年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。
- 3 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間は、第8条第3項、第5項並びに第6項の規定の適用については、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円、第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については7,500円、第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人に9,800円（職員に配偶者

がない場合にあつてはそのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号のいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については7,000円)」と、同条第5項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときはその旨を含む。)」と、同項中「(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)」とあるのは「(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族を欠くに至った場合を除く。)(3)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)(4)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場を除く。)」とする。

附 則(令和2年4月1日改正)

- 1 この改正後の規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年2月1日改正)

- 1 この改正後の規程は、令和2年11月30日から施行する。

附 則(令和4年2月1日改正)

- 1 この改正後の規程は、令和4年1月1日から施行する。

附 則(令和4年12月20日改正)

- 1 この改正後の規程は、令和4年4月1日から適用する。
- 2 令和4年12月に支給される勤勉手当の改正後の第21条2項の規定の運用については、同項中「1.00」とあるのは、「1.05」とする。
- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則(令和5年4月1日改正)

- 1 この改正後の規程は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 職員の給料月額を、当該職員が60歳に達した日以後における最初の4月1日以後に適用される給料表の給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100

円に切り上げるものとする。) とする。

- 3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団職員就業規程第 38 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務している職員 (同条例第 37 条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)
 - (2) 公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団職員就業規程第 42 条第 1 項から第 4 項の規定により同条第 1 項に規定する異動期間 (同項又は同条第 2 項の規定により延長された期間を含む。) を延長された同条例第 39 条に掲げる職を占める職員
- 4 暫定再任用職員の給料月額、当該職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以後に適用される給料表の給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額 (当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。) とする。
- 5 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以後に適用される給料表の給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額 (当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。) に、職員就業規定第 17 条第 4 項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を職員就業規定第 17 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 6 当分の間、暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして第 21 条第 7 項の規定を適用する。

附 則 (令和 5 年 4 月 1 日改正)

- 1 この改正後の規程は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 5 年 12 月 13 日改正)

- 1 この改正後の規程は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 令和 5 年 12 月に支給される期末手当の改正後の第 21 条 1 項の規定の運用については、別表第 7 において同表中「1.225」とあるのは、「1.25」とする。
- 3 令和 5 年 12 月に支給される勤勉手当の改正後の第 21 条 2 項の規定の運用については、同項中「1.025」とあるのは、「1.05」とする。
- 4 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (令和 6 年 1 月 1 日改正)

- 1 この改正後の規程は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和6年3月22改正）

1 この改正後の規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	<u>162,600</u>	<u>208,600</u>	<u>241,600</u>	<u>272,400</u>	<u>296,300</u>	<u>324,100</u>
2	<u>163,700</u>	<u>210,300</u>	<u>243,100</u>	<u>274,000</u>	<u>298,400</u>	<u>326,300</u>
3	<u>164,900</u>	<u>212,000</u>	<u>244,500</u>	<u>275,500</u>	<u>300,400</u>	<u>328,500</u>
4	<u>166,000</u>	<u>213,500</u>	<u>245,900</u>	<u>277,100</u>	<u>302,300</u>	<u>330,500</u>
5	<u>167,100</u>	<u>215,000</u>	<u>247,100</u>	<u>278,600</u>	<u>304,100</u>	<u>332,500</u>
6	<u>168,200</u>	<u>216,800</u>	<u>248,700</u>	<u>280,300</u>	<u>305,900</u>	<u>334,500</u>
7	<u>169,300</u>	<u>218,600</u>	<u>250,200</u>	<u>282,100</u>	<u>307,500</u>	<u>336,400</u>
8	<u>170,400</u>	<u>220,300</u>	<u>251,700</u>	<u>283,900</u>	<u>309,100</u>	<u>338,300</u>
9	<u>171,400</u>	<u>221,800</u>	<u>252,800</u>	<u>285,700</u>	<u>310,700</u>	<u>340,200</u>
10	<u>172,800</u>	<u>223,300</u>	<u>254,200</u>	<u>287,600</u>	<u>312,900</u>	<u>342,200</u>
11	<u>174,100</u>	<u>224,800</u>	<u>255,700</u>	<u>289,400</u>	<u>315,100</u>	<u>344,200</u>
12	<u>175,400</u>	<u>226,300</u>	<u>257,000</u>	<u>291,200</u>	<u>317,100</u>	<u>346,200</u>
13	<u>176,600</u>	<u>227,500</u>	<u>258,300</u>	<u>293,000</u>	<u>319,200</u>	<u>348,000</u>
14	<u>178,100</u>	<u>228,900</u>	<u>259,500</u>	<u>294,600</u>	<u>321,200</u>	<u>350,000</u>
15	<u>179,600</u>	<u>230,300</u>	<u>260,700</u>	<u>296,000</u>	<u>323,100</u>	<u>352,000</u>
16	<u>181,200</u>	<u>231,700</u>	<u>261,900</u>	<u>297,400</u>	<u>325,000</u>	<u>353,900</u>
17	<u>182,300</u>	<u>233,100</u>	<u>263,100</u>	<u>298,900</u>	<u>326,900</u>	<u>355,600</u>
18	<u>183,700</u>	<u>234,700</u>	<u>264,400</u>	<u>300,900</u>	<u>328,900</u>	<u>357,600</u>
19	<u>185,200</u>	<u>236,200</u>	<u>265,700</u>	<u>302,900</u>	<u>330,800</u>	<u>359,400</u>
20	<u>186,600</u>	<u>237,600</u>	<u>267,000</u>	<u>304,700</u>	<u>332,700</u>	<u>361,300</u>
21	<u>187,900</u>	<u>238,800</u>	<u>268,400</u>	<u>306,400</u>	<u>334,400</u>	<u>363,200</u>
22	<u>190,200</u>	<u>240,400</u>	<u>269,900</u>	<u>308,300</u>	<u>336,400</u>	<u>365,100</u>

23	<u>192,400</u>	<u>241,900</u>	<u>271,500</u>	<u>310,200</u>	<u>338,400</u>	<u>367,000</u>
24	<u>194,600</u>	<u>243,300</u>	<u>273,000</u>	<u>312,000</u>	<u>340,300</u>	<u>368,900</u>
25	<u>196,800</u>	<u>244,300</u>	<u>274,600</u>	<u>313,700</u>	<u>341,700</u>	<u>370,800</u>
26	<u>198,500</u>	<u>245,800</u>	<u>276,300</u>	<u>315,700</u>	<u>343,600</u>	<u>372,700</u>
27	<u>200,000</u>	<u>247,100</u>	<u>277,900</u>	<u>317,800</u>	<u>345,500</u>	<u>374,600</u>
28	<u>201,500</u>	<u>248,300</u>	<u>279,500</u>	<u>319,700</u>	<u>347,400</u>	<u>376,500</u>
29	<u>203,000</u>	<u>249,400</u>	<u>281,100</u>	<u>321,400</u>	<u>349,000</u>	<u>378,000</u>
30	<u>204,400</u>	<u>250,400</u>	<u>282,600</u>	<u>323,400</u>	<u>350,900</u>	<u>379,800</u>
31	<u>205,800</u>	<u>251,400</u>	<u>284,100</u>	<u>325,400</u>	<u>352,800</u>	<u>381,600</u>
32	<u>207,200</u>	<u>252,300</u>	<u>285,700</u>	<u>327,400</u>	<u>354,600</u>	<u>383,200</u>
33	<u>208,600</u>	<u>253,200</u>	<u>286,800</u>	<u>328,600</u>	<u>356,400</u>	<u>385,000</u>
34	<u>209,900</u>	<u>254,100</u>	<u>288,400</u>	<u>330,600</u>	<u>358,200</u>	<u>386,400</u>
35	<u>211,200</u>	<u>254,900</u>	<u>289,900</u>	<u>332,500</u>	<u>359,900</u>	<u>387,800</u>
36	<u>212,500</u>	<u>255,700</u>	<u>291,400</u>	<u>334,500</u>	<u>361,600</u>	<u>389,200</u>
37	<u>213,800</u>	<u>256,400</u>	<u>292,800</u>	<u>336,400</u>	<u>363,000</u>	<u>390,600</u>
38	<u>215,000</u>	<u>257,500</u>	<u>294,400</u>	<u>338,300</u>	<u>364,300</u>	<u>391,800</u>
39	<u>216,200</u>	<u>258,700</u>	<u>296,000</u>	<u>340,200</u>	<u>365,600</u>	<u>393,000</u>
40	<u>217,400</u>	<u>259,800</u>	<u>297,600</u>	<u>342,100</u>	<u>367,000</u>	<u>394,000</u>
41	<u>218,500</u>	<u>261,000</u>	<u>299,100</u>	<u>343,900</u>	<u>368,100</u>	<u>395,100</u>
42	<u>219,600</u>	<u>262,200</u>	<u>300,700</u>	<u>345,800</u>	<u>369,000</u>	<u>396,300</u>
43	<u>220,600</u>	<u>263,300</u>	<u>302,200</u>	<u>347,600</u>	<u>370,000</u>	<u>397,400</u>
44	<u>221,600</u>	<u>264,400</u>	<u>303,700</u>	<u>349,400</u>	<u>371,100</u>	<u>398,500</u>
45	<u>222,500</u>	<u>265,500</u>	<u>305,300</u>	<u>350,900</u>	<u>371,900</u>	<u>399,200</u>
46	<u>223,400</u>	<u>266,600</u>	<u>306,900</u>	<u>352,400</u>	<u>372,800</u>	<u>399,900</u>
47	<u>224,300</u>	<u>267,700</u>	<u>308,500</u>	<u>353,800</u>	<u>373,700</u>	<u>400,600</u>
48	<u>225,200</u>	<u>268,700</u>	<u>310,000</u>	<u>355,300</u>	<u>374,500</u>	<u>401,300</u>
49	<u>226,100</u>	<u>269,700</u>	<u>310,900</u>	<u>356,800</u>	<u>375,300</u>	<u>401,900</u>
50	<u>227,000</u>	<u>270,700</u>	<u>312,400</u>	<u>357,600</u>	<u>376,100</u>	<u>402,500</u>
51	<u>227,900</u>	<u>271,700</u>	<u>313,900</u>	<u>358,600</u>	<u>376,900</u>	<u>403,000</u>
52	<u>228,800</u>	<u>272,600</u>	<u>315,500</u>	<u>359,600</u>	<u>377,600</u>	<u>403,400</u>
53	<u>229,600</u>	<u>273,500</u>	<u>317,100</u>	<u>360,500</u>	<u>378,300</u>	<u>403,800</u>

54	<u>230,500</u>	<u>274,400</u>	<u>318,800</u>	<u>361,600</u>	<u>379,000</u>	<u>404,100</u>
55	<u>231,400</u>	<u>275,300</u>	<u>320,300</u>	<u>362,500</u>	<u>379,700</u>	<u>404,400</u>
56	<u>232,200</u>	<u>276,200</u>	<u>321,800</u>	<u>363,500</u>	<u>380,400</u>	<u>404,700</u>
57	<u>232,500</u>	<u>277,100</u>	<u>323,200</u>	<u>364,400</u>	<u>380,900</u>	<u>405,000</u>
58	<u>233,300</u>	<u>278,000</u>	<u>324,400</u>	<u>365,100</u>	<u>381,500</u>	<u>405,300</u>
59	<u>234,000</u>	<u>278,900</u>	<u>325,500</u>	<u>365,800</u>	<u>382,100</u>	<u>405,600</u>
60	<u>234,600</u>	<u>279,800</u>	<u>326,600</u>	<u>366,400</u>	<u>382,800</u>	<u>405,900</u>
61	<u>235,200</u>	<u>280,800</u>	<u>327,300</u>	<u>366,800</u>	<u>383,200</u>	<u>406,200</u>
62	<u>235,900</u>	<u>281,800</u>	<u>328,200</u>	<u>367,400</u>	<u>383,900</u>	<u>406,500</u>
63	<u>236,500</u>	<u>282,700</u>	<u>329,000</u>	<u>368,100</u>	<u>384,600</u>	<u>406,800</u>
64	<u>237,000</u>	<u>283,600</u>	<u>329,800</u>	<u>368,800</u>	<u>385,200</u>	<u>407,100</u>
65	<u>237,500</u>	<u>284,100</u>	<u>330,600</u>	<u>369,100</u>	<u>385,600</u>	<u>407,400</u>
66	<u>238,000</u>	<u>284,900</u>	<u>331,000</u>	<u>369,800</u>	<u>386,200</u>	<u>407,700</u>
67	<u>238,500</u>	<u>285,600</u>	<u>331,600</u>	<u>370,500</u>	<u>386,800</u>	<u>408,000</u>
68	<u>239,100</u>	<u>286,500</u>	<u>332,300</u>	<u>371,100</u>	<u>387,400</u>	<u>408,300</u>
69	<u>239,600</u>	<u>287,500</u>	<u>333,100</u>	<u>371,400</u>	<u>387,800</u>	<u>408,500</u>
70	<u>240,100</u>	<u>288,300</u>	<u>333,800</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>408,800</u>
71	<u>240,600</u>	<u>289,100</u>	<u>334,500</u>	<u>372,700</u>	<u>388,800</u>	<u>409,100</u>
72	<u>241,100</u>	<u>289,900</u>	<u>335,100</u>	<u>373,300</u>	<u>389,400</u>	<u>409,300</u>
73	<u>241,600</u>	<u>290,600</u>	<u>335,600</u>	<u>373,600</u>	<u>389,700</u>	<u>409,500</u>
74	<u>242,100</u>	<u>291,100</u>	<u>336,200</u>	<u>374,200</u>	<u>390,100</u>	<u>409,800</u>
75	<u>242,500</u>	<u>291,500</u>	<u>336,700</u>	<u>374,900</u>	<u>390,500</u>	<u>410,100</u>
76	<u>243,000</u>	<u>291,900</u>	<u>337,300</u>	<u>375,500</u>	<u>390,900</u>	<u>410,300</u>
77	<u>243,500</u>	<u>292,100</u>	<u>337,600</u>	<u>375,900</u>	<u>391,200</u>	<u>410,500</u>
78	<u>244,000</u>	<u>292,400</u>	<u>338,100</u>	<u>376,400</u>	<u>391,500</u>	<u>410,800</u>
79	<u>244,500</u>	<u>292,600</u>	<u>338,500</u>	<u>377,000</u>	<u>391,800</u>	<u>411,100</u>
80	<u>245,000</u>	<u>292,900</u>	<u>338,900</u>	<u>377,500</u>	<u>392,000</u>	<u>411,300</u>
81	<u>245,400</u>	<u>293,100</u>	<u>339,300</u>	<u>378,000</u>	<u>392,200</u>	<u>411,500</u>
82	<u>245,900</u>	<u>293,300</u>	<u>339,800</u>	<u>378,600</u>	<u>392,500</u>	<u>411,800</u>
83	<u>246,300</u>	<u>293,600</u>	<u>340,300</u>	<u>379,100</u>	<u>392,800</u>	<u>412,100</u>
84	<u>246,700</u>	<u>293,800</u>	<u>340,800</u>	<u>379,400</u>	<u>393,000</u>	<u>412,300</u>

85	<u>247,100</u>	<u>294,100</u>	<u>341,100</u>	<u>379,800</u>	<u>393,200</u>	<u>412,500</u>
86	<u>247,500</u>	<u>294,400</u>	<u>341,500</u>	<u>380,300</u>	<u>393,500</u>	
87	<u>247,900</u>	<u>294,700</u>	<u>342,000</u>	<u>380,700</u>	<u>393,800</u>	
88	<u>248,300</u>	<u>295,000</u>	<u>342,400</u>	<u>381,100</u>	<u>394,000</u>	
89	<u>248,700</u>	<u>295,300</u>	<u>342,700</u>	<u>381,500</u>	<u>394,200</u>	
90	<u>249,200</u>	<u>295,700</u>	<u>343,100</u>	<u>382,000</u>	<u>394,500</u>	
91	<u>249,500</u>	<u>296,000</u>	<u>343,600</u>	<u>382,400</u>	<u>394,800</u>	
92	<u>249,800</u>	<u>296,400</u>	<u>344,000</u>	<u>382,800</u>	<u>395,000</u>	
93	<u>250,100</u>	<u>296,600</u>	<u>344,200</u>	<u>383,100</u>	<u>395,200</u>	
94		<u>296,800</u>	<u>344,600</u>	<u>383,600</u>	<u>395,500</u>	
95		<u>297,100</u>	<u>345,100</u>	<u>384,000</u>	<u>395,800</u>	
96		<u>297,500</u>	<u>345,500</u>	<u>384,400</u>	<u>396,000</u>	
97		<u>297,700</u>	<u>345,700</u>	<u>384,800</u>	<u>396,200</u>	
98		<u>298,000</u>	<u>346,100</u>	<u>385,300</u>		
99		<u>298,400</u>	<u>346,500</u>	<u>385,700</u>		
100		<u>298,800</u>	<u>346,800</u>	<u>386,100</u>		
101		<u>299,000</u>	<u>347,100</u>	<u>386,400</u>		
102		<u>299,300</u>	<u>347,500</u>			
103		<u>299,700</u>	<u>347,900</u>			
104		<u>300,000</u>	<u>348,300</u>			
105		<u>300,200</u>	<u>348,800</u>			
106		<u>300,500</u>	<u>349,200</u>			
107		<u>300,900</u>	<u>349,600</u>			
108		<u>301,200</u>	<u>350,000</u>			
109		<u>301,400</u>	<u>350,500</u>			
110		<u>301,800</u>	<u>350,900</u>			
111		<u>302,200</u>	<u>351,300</u>			
112		<u>302,500</u>	<u>351,600</u>			
113		<u>302,700</u>	<u>352,100</u>			
114		<u>302,900</u>				
115		<u>303,200</u>				

<u>116</u>		<u>303,600</u>				
<u>117</u>		<u>303,800</u>				
<u>118</u>		<u>304,000</u>				
<u>119</u>		<u>304,300</u>				
<u>120</u>		<u>304,600</u>				
<u>121</u>		<u>305,000</u>				
<u>122</u>		<u>305,200</u>				
<u>123</u>		<u>305,500</u>				
<u>124</u>		<u>305,800</u>				
<u>125</u>		<u>306,100</u>				

別表第2（第3条関係） 級別職務表

イ 事務職員給料表級別職務表

級	職務の内容
1級	主事の職務
2級	課長代理及び主任の職務
3級	副課長の職務
4級	副課長（総括）の職務
5級	課長・室長の職務

ロ 学芸員給料表級別職務表

級	職務の内容
1級	学芸員の職務
2級	学芸員の職務
3級	主任学芸員の職務
4級	主幹学芸員及びグループリーダーの職務
5級	上席主幹学芸員の職務
6級	課長・室長の職務

別表第3（第4条関係） 初任給基準表

イ 事務職員給料表初任給基準表

学歴免許等	初任給
大学卒	1級 <u>25</u> 号給
短大卒	1級 <u>15</u> 号給
高校卒	1級5号給

その他	1級1号給
-----	-------

ロ 学芸員給料表初任給基準表

学歴免許等	初任給
大学卒	1級29号給
短大卒	1級19号給

別表第4（第11条関係）住居手当

支給要件等	手当額等
月額23,000円未満の家賃を支払っている者	家賃の月額から12,000円を控除した額
月額23,000円以上の家賃を支払っている者	家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額。 ただし、27,000円を限度とする。
自宅で世帯主である者	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年4月1日～平成26年3月31日：2,000円 ・平成26年4月1日～平成27年3月31日：1,000円 ・平成27年4月1日～：0円

別表第5（第13条関係）通勤手当

区分	片道の通勤距離	手当額等
交通機関等利用者		交通費の最低実費が19,900円までの場合はその実費。 19,900円を超える場合は、19,900円と19,900円を超える金額の2分の1の金額の合計額とし、合計額が29,850円を超えるときは29,850円を限度とする。
交通用具使用者 (自動車・単車等)	2 km以上 4 km未満	2,500円
	4 km以上 7 km未満	4,500円
	7 km以上10km未満	7,000円
	10km以上15km未満	9,700円
	15km以上20km未満	13,100円
	20km以上25km未満	16,400円
	25km以上	20,000円
自転車使用者	2 km以上 4 km未満	2,500円
	4 km以上 7 km未満	4,500円
	7 km以上	7,000円

別表第6（第21条関係） 期末手当支給割合

支給期	支給割合
6月	1.225月
12月	1.225月

別表第7（第21条関係） 期末手当支給率

在職期間	支給率
6箇月	100/100
5箇月以上6箇月未満	95/100
3箇月以上5箇月未満	90/100
3箇月未満	80/100

別表第8（第21条関係） 勤勉手当支給割合

支給期	支給割合
6月	基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に基づき、2.05以下の範囲で理事長が定める割合
12月	基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に基づき、2.05以下の範囲で理事長が定める割合

別表第9（第21条関係） 勤勉手当期間率

勤務期間	期間率
6箇月	100/100
5箇月15日以上6箇月未満	95/100
5箇月以上5箇月15日未満	90/100
4箇月15日以上5箇月未満	80/100
4箇月以上4箇月15日未満	70/100
3箇月15日以上4箇月未満	60/100
3箇月以上3箇月15日未満	50/100
2箇月15日以上3箇月未満	40/100
2箇月以上2箇月15日未満	30/100
1箇月15日以上2箇月未満	20/100
1箇月以上1箇月15日未満	15/100
15日以上1箇月未満	10/100
15日未満	5/100

別表第10（第21条関係）役職加算措置の加算率表

職	加算割合
管理監	10／100
課長、室長、副課長（総括）、副課長、課長代理	5／100

加算額＝給料×加算割合